一般財団法人石川陸上競技協会 定款　＜改定版＞

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　当法人は、一般財団法人石川陸上競技協会と称する。

（主たる事務所の所在地）

第 2 条　当法人は、主たる事務所を石川県野々市市に置く。

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　当法人は、石川県の陸上競技界を統轄し、代表する団体として、石川県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力の向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条　当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）陸上競技に関する諸行事を実施し、技術の向上を図る。

（2）石川県陸上競技選手権大会、並びに各種陸上競技大会を開催する。

（3）国民スポーツ大会（陸上競技会）等に対して、代表参加者（選手・監督・コーチ等）を派遣する。

（4）石川県内における競技場の設備及び用器具の検定公認に関すること。

（5）石川県内における陸上競技のランキング表作成と石川県記録の公認及び日本記録の公認を申請する。

（6）石川県内における陸上競技の功労者の表彰に関すること。

（7）その他、当法人の目的達成のために必要な事業を行う。

2　前項の事業は、（3）を除いて、石川県内において行うものとする。

第 3 章　加盟

（公益財団法人日本陸上競技連盟及び公益財団法人石川県スポーツ協会への加盟）

第 5 条　当法人は、石川県の陸上競技界を統轄する団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟及び公益財団法人石川県スポーツ協会に加盟する。

2　当法人は、公益財団法人日本陸上競技連盟および公益財団法人石川県スポーツ協会が定める分担金を毎年支払う

第 4 章　組織

（組織）

第 6 条　当法人は、次に掲げる団体をもって組織する。

（1）加入団体・・・石川県内各郡市陸上競技協会、石川県学生陸上競技連盟（石川学連）、石川県高等学校スポーツ連盟陸上競技部（県高体連陸上競技部）、石川県中学校スポーツ連盟陸上競技部（県中体連陸上競技部）、石川実業団陸上競技連盟、石川マスターズ陸上競技連盟並びに石川県障害者陸上競技連盟

（2）協力団体・・・県内の各町に組織されている陸上競技協会、又は事業所・官公庁並びに同好者によって組織されている陸上競技団体

第 5 章　資産及び会計

（財産の拠出）

第 7 条　設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

（基本財産）

第 8 条　当法人の基本財産は、第４条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条の財産をもって構成する。

２　基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由で基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を経て、評議員会の決議を要する。

（事業年度）

第 9 条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年一期とする。

（事業計画及び収支予算）

第１０条　当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、第２４条第３項による代表理事が作成し、理事会の承認を経て評議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第１１条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、３ヶ月以内に代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の各附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の各書類については定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章　評議員

（評議員）

第１２条　当法人に評議員５名以上１０名以内を置く。

２　評議員は、理事及び監事を兼任することはできない。

（評議員の選任及び解任）

第１３条　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

２　評議員は、当法人又は当法人の子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第１４条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
４　評議員は、再任されることができる。
（評議員に対する報酬等）
第１５条　評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第７章　評議員会

（構成）
第１６条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
（権限）
第１７条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任及び解任
（２）各事業年度の事業計画及び予算の承認
（３）各事業年度の事業報告及び決算の承認
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）加入団体及び協力団体の脱退の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第１８条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。
（招集）
第１９条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（議長）
第２０条　評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。
（決議）
第２１条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分又は除外の承認
（４）その他法令で定められた事項
（決議の省略）
第２２条　理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人２名が、これに署名又は記名押印する。

第 8 章　役員

（役員の設置）
第２４条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事　２０名以上４８名以内
（２）監事　２名以内
２　当法人の理事のうち１名を会長とする。また、会長以外の理事の中から筆頭副会長１名、副会長５名以上（学識経験者２名）、専務理事１名、副専務理事３名、業務理事１２名以内置くこととする。
３　前項の会長及び筆頭副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事として副会長並びに専務理事、副専務理事とし、業務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。
（役員の選任）
第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　役員選考委員会内で代表理事(会長、筆頭副全）を推薦する。
３　会長は副会長・専務理事・事務局長を推薦する。
専務理事は副専務理事、業務執行理事を推薦する
４　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって決定される。
５　理事のうち、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
６　理事の内、女性理事を理事総数の４０％以上になるように努めるものとする。
（理事の職務及び権限）
第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
５　理事又は監事は、再任されることができる。

（役員の解任）
第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第３０条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
２　常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第９章　顧問

（顧問）
第３１条　当法人に、顧問若干名を置くことができる。
２　顧問は、学識経験者、当法人の会長、副会長、専務理事等歴任者および当法人の振興・発展に貢献のあった者の中から理事会の決議を経て、代表理事が任命することができる。
３　顧問は、代表理事の諮問に応じる。
４　顧問の任期は４年以内とし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
５　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第１０章　理事会

（構成）
第３２条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第３３条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）当法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事、業務執行理事の選定及び解職
（開催）
第３４条　理事会は、定時理事会として毎年５月と２月に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。
（招集）
第３５条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。
（議長）
第３６条　理事会の議長は、代表理事とする。
（決議）
第３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
２　前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。
（決議の省略）

第３８条　代表理事又は業務執行理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第３９条　理事又は監事が、理事または監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２６条第３項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第１１章　業務部

第４１条　当法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき業務部を置くことができる。

２　前項の業務部の部長は、理事会において選任及び解任する。

３　第１項の業務部の運営規則は、理事会において別に定める。

第１２章　専門委員会

第４２条　当法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。

２　前項の専門委員会の委員長は、理事会において選任及び解任する。

３　第１項の専門委員会の運営規則は、理事会において別に定める。

第１３章　事務局

（事務局）

第４３条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、その長及び所要の職員を置き有給とする。

３　事務局の長は、代表理事が理事会の承認を得て選任・解任する。

４　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第４４条　事務局には、次に掲げる帳簿及び書類（電子データ化したものを含む）を備えて置くものとする。

（１）定款

（２）評議員、理事及び監事の名簿

（３）認証、認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（４）評議員会及び理事会の議事に関する書類

（５）財産目録

（６）役員等に係る費用の支払いに関する規程

（７）事業計画書及び収支予算書

（８）監査報告書

（９）その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第１４章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４５条　定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１３条についても適用する。

（剰余金の処分制限）

第４６条　当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（解散）

第４７条　当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４８条　当法人が清算をする場合（合併又は破産による場合を除く。）において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１５章　公告の方法

（公告の方法）

第４９条　当法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第１６章　補則

（委任）

第５０条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。

２　第９条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成２４年３月３１日までとする。

３　当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第１０条第１項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

４　当法人の設立時評議員は、次の通りとする。　（６名）

向出　勉　　西　　茂　　甘田　清次

笹原　忠義　　寺内　泰良　　平下　政美

５　当法人の設立時の代表理事、理事及び監事は、次の通りとする。

（１）代表理事　　（２名）

永江　庸悦　　高澤　　基

（２）理事　　（３０名）

永江　庸悦	高澤　　基	宮地　治	藤垣　晴夫	大岩　為一
山本　徹	松本　　彰	山本　幹廣	竹田　恒雄	池岸　晃弘
池野　忠	福井　有澄	越野　明	表　　洋一	木村　哲也
中　　秀司	竹本　修	太田　清七	古立　義勝	佐子田　清吾
杉本　武史	川嶋　聡	坂口　桂穣	端谷　哲也	高田　清保
東木　美憲	角橋　茂則	宮崎　達也	親谷　均二	石田　秀雄

（３）監事　　（１名）西　　徹夫

６　設立者の名称及び所在地は、次の通りである。

設立者　　石川県小松市串町チ４３番地
　　団体役員
石川陸上競技協会　代表者　永江　庸悦

設立者　　東京都渋谷区神南一丁目１番１号
財団法人日本陸上競技連盟　　理事　河　野　洋　平

７　設立時の拠出財産目録

（１）設立者　　石川県小松市串町チ４３番地
　　団体役員
石川陸上競技協会　代表者　永江　庸悦
拠出財産及びその価格　　現金１００万円

（２）設立者　　東京都渋谷区神南一丁目１番１号
財団法人日本陸上競技連盟
拠出財産及びその価格　　現金２００万円

８　定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従う。

９　平成２７年６月１４日　　一部改定

10　平成２９年６月２５日　　一部改定

11　令和３年７月１日　　一部改定

12　令和５年４月１日　　一部改訂

12　令和７年７月１日　　一部改訂